

2.7.3 必要な備品の手配など

- 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品（資料1）、携行用医薬品（資料2）、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要となる資材（資料3）を周知、準備する
- 被災地外から派遣されてくる薬剤師の移動手段等のための交通手段（自転車、バイク、自動車）を確認する（都道府県薬剤師会と協議する）
- 地元警察署に申請し、緊急通行車両確認標章を手配する

2.8 災害拠点薬局（仮称）の活用

- 会営薬局等の災害拠点薬局（仮称）を、医薬品供給や薬剤師派遣の拠点として活用する

2.9 会員への情報伝達

- 情報伝達の方法を確認する
- 厚生労働省（日本薬剤師会）、都道府県（都道府県薬剤師会）、市町村等からの各種情報・連絡事項を、会員へ連絡する（資料8）
- 地域の医療事情等についても会員へ連絡し、情報を共有する

2.10 近隣地域薬剤師会との情報交換・連携

- 隣接する地域薬剤師会へ連絡し、被災地における救援活動等に関し、連携して対応する（都道府県薬剤師会とも必ず情報交換・連携する）
- 近隣地域薬剤師会が被災していない場合は、後方支援スタッフの派遣など全面的な支援を要請する（都道府県薬剤師会とも必ず情報交換・連携する）

3 災害発生時の対応（被災地外の地域薬剤師会）

当該市町村以外で災害が発生した場合は、被災地への災害支援を行うため、次に掲げる事項について準備を行い、都道府県薬剤師会と連携して支援活動を行う。

3.1 被災地近隣の地域薬剤師会の場合

3.1.1 被災地への先遣隊派遣

- 都道府県薬剤師会と連携の上、被災地へ先遣隊を派遣する（都道府県薬剤師会から要請を受けることを基本とするが、都道府県薬剤師会が通信不能や機能不全の場合は、二次災害の危険性を考慮した上で、自らの判断で派遣する）
- 被災地の地域薬剤師会の役員等に接触し、地域薬剤師会との連携の下で、被災地の医療事情、薬局の被災状況、薬剤師の不足状況、医薬品供給ルート of 状況、避難所及び医療救護所の状況等を調査する
- 先遣隊は、食料、寝具等を含む完全自立型の体制で出動する
- 把握した情報は、被災地の地域薬剤師会及び都道府県薬剤師会（都道府県薬剤師会が通信不能や機能不全の場合は日本薬剤師会）へ報告する

3.1.2 必要な備品の手配など

- 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品（資料1）、携行用医薬品（資料2）、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要となる資材（資料3）を周知、準備する

- 都道府県薬剤師会と協議の上、被災地外から派遣されてくる薬剤師の移動のための交通手段（自転車、バイク、自動車）を確認する
- 地元警察署に申請し、緊急通行車両確認標章を手配する
- 必要に応じて、被災地外から派遣されてくる薬剤師のための宿泊施設・場所について、都道府県薬剤師会と協議する

3.2 薬剤師の派遣に向けた準備

- 都道府県薬剤師会との連携の下で、薬剤師の派遣に向けた準備を行う
 - 支援薬剤師の募集を開始する
 - 応募してきた薬剤師のリストを作成する（氏名、年齢、性別、住所、経歴、緊急連絡用携帯電話番号、出動可能日時・期間等）

3.3 被災地外への避難者に対する支援（資料10、資料11）

- 被災地外（自地域）の避難所へ避難した避難者に対する支援活動を行う
 - 避難所の責任者（管理者）と打合せを行い、注意事項やニーズを把握した上で避難所での活動を開始する
 - 救援活動を行う上での留意事項（資料4）を再確認する
 - 派遣されてきている医療チームとの連携（第6章参照）
 - 一般用医薬品の分類・保管管理、供給（第6章参照）
 - 公衆衛生活動（第6章参照）

4 平時に準備すべきこと

地域薬剤師会においては、災害時の医療救護活動を円滑に行うため、日頃から地元三師会との協力体制や近隣の地域薬剤師会との相互連携体制を構築しておく必要がある。さらに、地域の医療機関の薬剤部門と連携し、災害発生時の対応を共有しておく。

また、当該市町村と協力協定を締結し、災害発生時に薬剤師が迅速かつ有効に救援活動を行える体制を確立しておくことが重要である。

4.1 自治体（市区町村）との協力協定の締結など

4.1.1 自治体（市区町村、保健所）との協議

- 災害時の医薬品供給体制（医薬品集積所の設置場所等）について協議を行う
- 被災地外からの薬剤師の受け入れに関する事項について協議を行う
- 市区町村の防災会議へ参加する

4.1.2 自治体（市区町村）との協力協定の締結

- 可能な範囲で、薬剤師の災害時医療救護活動について協力協定を結ぶ（資料14）
- 可能な範囲で、会営薬局等の「災害拠点薬局」（仮称）を活用した医薬品の備蓄・供給について協力協定を結ぶ（資料14）

4.2 関係団体等との協議

4.2.1 地域医師会

- 災害時の救援活動の協力体制（医療チームの編成、薬剤師の派遣）について協議する

4.2.2 医薬品卸

- 災害時の医薬品供給ルートの確保や、医薬品集積所から医療救護所等への配送、通常流通復旧後の通常配送ルートへの切り替えなどについて協議する

4.2.3 医療機関（中核的な病院）

- 地域の中核的な病院（災害拠点病院等）は災害時には医療拠点（本部）となり、被災地外からの医療チーム（人）や情報が集中する。こうした医療機関と、災害時の医療機関外からの薬剤師派遣（地域薬剤師会による支援）について協議する

4.3 都道府県薬剤師会を通じた近隣地域薬剤師会との相互連携体制の構築

- 都道府県薬剤師会を交えて、近隣の地域薬剤師会と災害時の救援活動に関する協力・連携体制等について協議する

4.4 会員に対する定期的な教育・研修

- 地域内の医療機関（中核的な病院）における実習研修
- 災害時に近隣病院の薬剤部門を支援する場合に、スムーズに業務が行えるように、地域薬剤師会が中心となり医療機関の薬剤部門において定期的に実習研修を行う

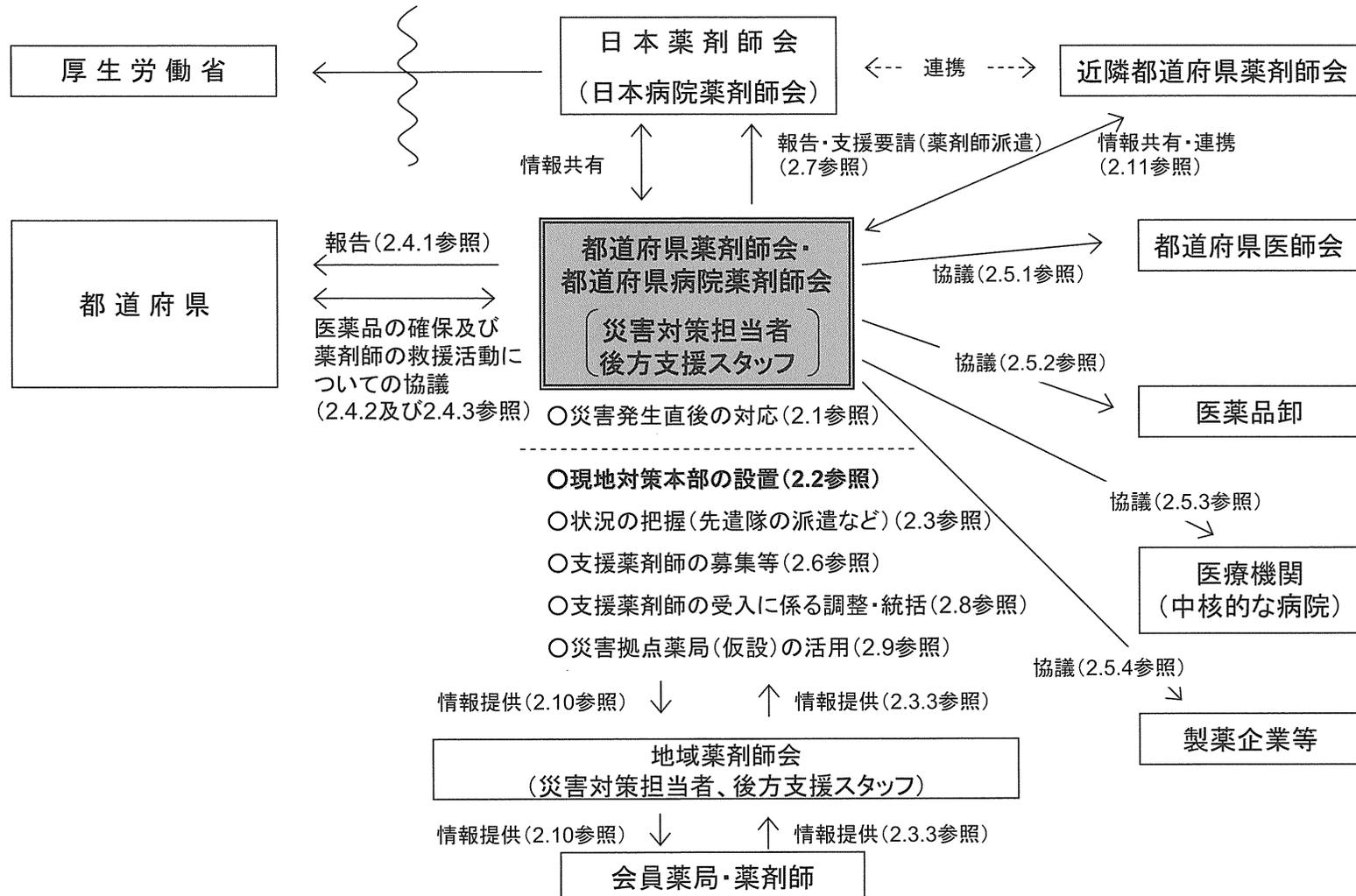
4.5 防災訓練の実施等

- 防災訓練を年1回程度実施する
- 班組織（徒歩か自転車で回れるぐらいの範囲ごとに設置）を活用するなどして会員から連絡を受ける訓練を行う
- 自治体、警察機関、消防機関、医療関係者及び一般市民等による合同訓練へ積極的に参加する

第 4 章

都道府県薬剤師会・
都道府県病院薬剤師会

第4章 都道府県薬剤師会・都道府県病院薬剤師会 ～被災した場合～



第4章 都道府県薬剤師会・都道府県病院薬剤師会

災害発生時には、都道府県や市町村が主体となり、医療を含む被災者への支援が行われるが、都道府県薬剤師会及び都道府県病院薬剤師会（以下「都道府県薬剤師会等」）はこれに連動した体制で救援活動が行えるよう平時から連携体制を整備するとともに、行政の指示系統が機能しなくなった場合においても自主的に活動が行えるよう準備しておく。

薬剤師会における体制としては、災害発生時に被災地の都道府県薬剤師会等内に、情報収集・伝達、指揮命令の拠点となる「現地対策本部」を設置し、日本薬剤師会及び日本病院薬剤師会内に設置した「中央対策本部」が「現地対策本部」を支援することを原則とする。

都道府県薬剤師会等においては、上述のような基本的な方針のもと、次に掲げるような項目に沿って行動をとる必要がある。

1. 直ちに取り組むべきこと

災害発生時の現地対策本部において最も重要なことは、指揮命令系統の確立である。そのためには、平時に指揮命令系統を検討し、災害対策担当者等を決定しておくとともに、災害時に組織対応の判断を担う者の間の通信手段を確保しておくことが、特に必要である。

1.1 災害時の連絡先一覧表の作成など

- 災害時の連絡先一覧（携帯電話番号、メールアドレス）等を作成し、会員等に周知する
- 会員等へ情報を早く正確に伝達できる手段（メール、ホームページ等）を整備する

1.2 通信手段の確保

- 都道府県薬剤師会等において複数の通信手段を確保する
 - 衛星携帯電話、固定電話、FAX、インターネット、PHS、携帯電話、中距離通話用簡易無線など
 - 地域拠点薬局（仮称）等への災害優先電話の配置（都道府県薬剤師会と日本薬剤師会を通じて調整）
- 都道府県薬剤師会等の災害時の緊急連絡先を関係者に周知する
 - 災害時の緊急連絡先（衛生携帯電話の設置場所等）を、行政や地域の中核的な病院など関係者に周知する

1.3 指揮命令系統の確立など

被災地の都道府県薬剤師会等には、会員からの情報収集、自治体や関係団体との連絡・調整、被災地外からの支援薬剤師の受け入れなど、多くの業務が発生します。一部の役員に業務が集中し、疲弊することのないよう、あらかじめ複数体制で対応する役割分担を決めておく必要があります。

1.3.1 災害時の役割分担の決定

- 都道府県薬剤師会と都道府県病院薬剤師会の役割分担を決定しておく
- 災害時における各担当者（役員等）の役割分担を決定しておく（[2.1～2.11] 参照）
- 事務局体制を整備しておく

1.3.2 災害対策担当者等の決定

- 平時に行政や関係団体等と防災に関する協議を行う上で中心的役割を担う「災害対策担当者」を決定する（地域薬剤師会と協議し、地域薬剤師会に1～2名程度配置する。また、都道府県薬剤師会等にも複数名配置する）
- 災害対策担当者は、災害発生後、被災地内外からの薬剤師受け入れの調整や、地域内の情報伝達等において中心的役割（現地コーディネーターの役割）を果たす
- 災害対策担当者を補佐する後方支援スタッフについても、災害対策担当者が指名するなどし、地域ごとに決定しておくことが望ましい
- 災害発生直後は、被災地外からの後方支援スタッフの派遣が期待できないことから、災害対策担当者に多くの負担がかかる。したがって、後方支援スタッフは複数人体制としておくことが望ましい
- 災害対策担当者及び後方支援スタッフに委任する業務と権限を決定する（地域薬剤師会とも協議する）
- 都道府県薬剤師会等の災害対策担当者と地域薬剤師会の災害対策担当者が連携・協議して、災害時の支援体制を整備する

1.3.3 情報収集体制の整備

- 災害時に地域薬剤師会及び会員からの情報収集を円滑に行うための体制を整備しておく

災害発生後、全国の薬剤師及び薬剤師会が効果的な救援活動を行えるかは、被害の大きさ、負傷者・避難者の状況、医療機関や薬局の被災状況等を、いかに早く、的確に、幅広く把握できるかにかかっています。ホームページやメールを活用した情報収集の体制を平時に構築しておくことが重要です。

1.4 災害拠点薬局（仮称）の整備など

- 会営薬局、地域の中核的な病院の近隣にある薬局、多数の医療機関から処方箋を応需している薬局等を「災害拠点薬局」（仮称）とし、活用する計画を立てる（地域薬剤師会とも協議する）
 - 医薬品備蓄や支援薬剤師受け入れ（派遣）の拠点とする
 - 非常用電源、燃料、交通手段、通信手段を確保する
 - 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品（資料1）、携行用医薬品（資料2）、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要となる資材（資料3）を備蓄する
- 自地域外からの支援薬剤師の受け入れを想定した計画を立てる

1.5 都道府県薬剤師会等における「災害時活動マニュアル」の作成及び会員への周知

- 災害時の連絡方法や集合場所、参集する役員を決定するなど、都道府県薬剤師会等における災害時の対応を決めておく
 - 休日・夜間の場合の対応も検討しておく
- 主要な連絡先の所在地住所、電話番号、地図等を確認する
 - 保健所、医療機関（中核的な病院）、災害拠点病院、災害拠点薬局（仮称）、警察等
 - 災害時の医薬品の集積所、避難所設置予定場所

- 災害時の医薬品卸の連携体制及び連絡先を確認する

1.6 防災用品の確保

- 防災用品を常備する（資料1）
 - 自立して3～4日間過ごせるだけのものを備蓄する

1.7 薬剤関連資材の備蓄

- 被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要となる資材を備蓄する（資料3）

1.8 その他

- 都道府県薬剤師会等が壊滅的な被害を受けた場合の「現地対策本部」の設置場所等をシミュレートしておく

2 災害発生時の対応（被災した場合）

大規模災害が発生した場合、被災地の都道府県薬剤師会等には自らの被災の有無にかかわらず、被災者に対する医療救援活動（医療救護所で活動する救護班への薬剤師の参加等）が期待される。

自都道府県が被災地となった場合、都道府県薬剤師会等では「現地対策本部」の設置場所を即座に決定する。都道府県薬剤師会館等の建物に被害がなかった場合は同会館等内に設置するが、被災した場合は都道府県内の地域薬剤師会あるいは近隣県の薬剤師会等に「現地対策本部」を設置する。

「現地対策本部」が設置され次第、被災地の被災情報を自治体、日本薬剤師会及び日本病院薬剤師会に報告し、連携した支援活動を行う。

2.1 災害発生直後

- 都道府県薬剤師会等において役員間で電話・メール等により相互に安否確認を行う
- 休日・夜間においては、あらかじめ定めた役職員が都道府県薬剤師会（会館等）及び都道府県病院薬剤師会の被災状況を確認する
- 休日・夜間においては、都道府県薬剤師会等の被災状況や交通状況等から緊急参集の可否等を判断する（参集可能な役職員を把握する）。被災状況により緊急参集の連絡が取れない場合は、移動可能となった者は原則として全員が緊急参集する
- 都道府県薬剤師会及び都道府県病院薬剤師会において相互に連絡を取り合い、あらかじめ定めた役割分担を確認する

2.2 現地対策本部の設置など

- 現地対策本部の設置
 - 都道府県薬剤師会及び都道府県病院薬剤師会が連携し、「現地対策本部」を設置する（設置の可否や設置場所を判断する）
 - 初動体制の重要性に鑑み、震災後、できるだけ速やかに設置する
 - 都道府県薬剤師会等が壊滅的な被害を受けた場合は、地域薬剤師会または近隣県の都道府県薬剤師会等に設置する
 - 参集可能な役職員を招集する
- あらかじめ定めた各担当者（役員等）の役割分担を確認し、「災害対策担当者」を中心に、

関係者への連絡などを開始する（[1.3] 参照）

- あらかじめ定めた情報収集の方法を確認し、被災地の支部薬剤師会や会員からの情報収集を開始する

2.3 状況の把握

2.3.1 専用ホームページの立ち上げ

- 情報提供を呼びかける掲示板を立ち上げる
- 把握した情報を公開、広報する

2.3.2 先遣隊の派遣

- 被災地及び近隣の地域薬剤師会と連携の上、被災地へ先遣隊を派遣する
- 被災地の地域薬剤師会の役員等に接触し、地域薬剤師会との連携の下で、被災地の医療事情、薬局の被災状況、薬剤師の不足状況、医薬品供給ルート状況、避難所及び医療救護所の状況等を調査する
- 先遣隊は、食料、寝具等を含む完全自立型の体制で出動する
- 把握した情報は、被災地の地域薬剤師会及び都道府県薬剤師会等へ報告する

2.3.3 地域薬剤師会からの情報収集

- 薬局・薬剤師の状況に関する情報を収集する
 - 会員等（従事者、実習生、家族）の安否
 - 薬局及び医療機関の被災状況
 - 薬局及び医療機関の業務継続状況（または再開予定）及び医薬品等の在庫状況
 - 薬局及び医療機関への支援要請の有無（薬剤師の派遣、医薬品の供給等）

2.3.4 その他の情報収集

- 地域薬剤師会からの情報を中心に、被災地の医療事情等の情報収集に努める
 - 災害医療の拠点となる医療機関の状況（業務継続状況（または再開状況）、薬剤師派遣の必要性、医薬品の不足状況）
 - 避難所の状況（避難所の設置数及び所在地、避難所の設置主体（都道府県、市区町村、自主避難等）、避難者数、医療救護所の設置状況）
 - 医療救護所の状況（各医療救護所への被災地内外からの医療チームの派遣状況、医療チームの派遣元（〇〇県〇〇病院等）、薬剤師の不足状況、医薬品の不足状況、医療チームの打合せ・引継ぎの場所及び時間など）
 - その他被災地全般の状況（交通事情やライフラインの状況など）

2.4 都道府県との連絡・調整

2.4.1 都道府県への報告

- 支部薬剤師会等から収集した情報を集約し、都道府県へ報告する
 - 薬局（店舗）及び医療機関（薬剤部門）の被災状況（平常、支障、危険等）→自治体へ必ず報告
 - 業務継続状況（または再開予定）→自治体へ必ず報告
 - 医薬品の不足状況
 - 麻薬、向精神薬、覚せい剤原料、毒物劇物等の保管状況（自治体からの要請に基づき、

被災1週間以降)

2.4.2 被災地における医薬品の確保について

- 被災地における医薬品の不足状況や医薬品供給ルート of 確保状況等を確認し、医薬品供給の見通しについて協議する
 - 地域の薬局等から供出された医薬品等の取り扱い（管理・費用支弁）
- 必要な場合には、都道府県より厚生労働省へ医薬品供給の要請を行う
- 医薬品集積所の設置場所等を確認する
 - 一次集積所の所在地
 - 二次集積所の所在地（二次集積所は保健所に設置される場合が多い）及び管理者等
- 一次集積所→二次集積所→医療救護所への配送ルートを確認する
- 一次集積所の運営について
 - 生活物資一般の集積所（都道府県の災害対策本部が所管）とは別に医薬品専用の集積所（都道府県薬務主管課が所管）が設置され、都道府県薬剤師会がその運営を行う体制を構築する
 - 医薬品集積所における救援物資（医療用医薬品、一般用医薬品、医療機器・衛生材料等）の系統別分類・整理、保管・管理、供給（払い出し）、搬送の方法を決定する
 - 一般用医薬品は生活物資一般の集積所に搬入されることが多いが、一般用医薬品については、医薬品専用の集積所で保管・管理する
 - 生活物資一般の集積所に搬入される衛生用品等は、医薬品供給ルートでも必要となるため、生活物資一般の集積所と医薬品専用の集積所とは連携を密にする（生活物資一般の一次集積所において保管・管理される衛生材料や必要資材を医薬品の一次集積所及び二次集積所へ移送することも必要となる）

2.4.3 被災地における薬剤師の救援活動について

- 被災地における薬剤師の不足状況等を確認し、薬剤師の救援活動の必要性について協議する
- 薬剤師の出動場所と必要人数を検討する
 - 医薬品集積所における医薬品管理
 - 医療救護所、避難所
 - 医療機関の薬剤部門、災害拠点薬局（仮称）
 - 一般の薬局から薬剤師派遣の要請があった場合には、被災地の医療の継続に寄与するものか、他の派遣場所との優先順位等を勘案し、地域薬剤師会と都道府県薬剤師会が協議の上、支援薬剤師を派遣するかどうかを決定する
- 出動場所及び必要人数は変化していくため、継続的に協議を行う
- 都道府県薬剤師会及び都道府県病院薬剤師会に対して都道府県より「薬剤師派遣」の要請を受ける
 - 震災発生日に遡った日付の文書により要請を受ける
- 被災地内外からの薬剤師の受け入れに関する事項について協議する（〔2.8〕参照）

2.5 関係団体等との連絡・調整

2.5.1 都道府県医師会

- 薬局の状況（処方箋の応需が可能な薬局の業務日時等）を報告する

- 救援活動の協力体制（医療チームの編成、薬剤師の派遣）について協議する

2.5.2 医薬品卸

- 被災地における医薬品の不足状況、医薬品供給ルート状況、復旧の見通し等について協議する
- 一次集積所→二次集積所→医療救護所等への支援医薬品の配送について、協力を要請する
- 地域の医療機関の状況について情報を共有する
(通常流通の復旧後)
- 通常配送ルートへの切り替えについて協議する

2.5.3 医療機関（中核的な病院）

- 地域の中核的な病院（災害拠点病院等）は災害時には医療拠点（本部）となり、被災地外からの医療チーム（人）や情報が集中する。こうした医療機関と、医療機関外からの薬剤師派遣（地域薬剤師会による支援）について協議し、薬剤師の派遣が必要な場合は、地域薬剤師会を中心に人的支援を行う
- 地域の薬局の状況（開業している薬局の業務日時等）を報告する

2.5.4 その他

- 協力の得られる製薬企業及び医薬品卸と、後方支援スタッフの長期的な派遣等について協議する
- 協力の得られる製薬企業、医療機器メーカー、医療情報システム企業、その他関連企業等と、物的支援について協議する
- 都道府県を通じて警察、消防、自衛隊と協議を行う（薬剤師会活動への理解、協力要請）
- 地元薬科大学、その他の学校とも必要に応じて協議を行う（人的支援等）

2.6 支援薬剤師の募集及びリストの作成等

- 被災地における薬剤師確保のため、地域薬剤師会と協議の上、会員薬局等から支援薬剤師の募集を行う
 - 被災地内外からの薬剤師の受け入れの調整や、地域内の情報伝達等において中心的役割（現地コーディネーターの役割）を果たす「災害対策担当者」の補佐役（後方支援スタッフ）の確保のため
 - 医療救護所、医薬品集積所、避難所への派遣のため
 - 医療機関の薬剤部門、災害拠点薬局（仮称）への派遣のため
 - 被災地の薬局への派遣のため
- 支援薬剤師の募集に当たって
 - 非会員も対象とする
 - 薬学生は原則不可とする（個人の責任での調剤以外のボランティア活動は可）
- 支援薬剤師のリストを作成する（氏名、年齢、性別、住所、緊急連絡用携帯電話番号等）
- 支援薬剤師に対する PTSD 対策（日本薬剤師会と連携の上で行う）

2.7 日本薬剤師会または日本病院薬剤師会への報告、支援要請及び情報交換

- 現地対策本部の設置場所、担当者名、通信手段、連絡方法等を報告する
- 薬局の被災状況、業務継続状況、医療機関の状況、被災地の医療事情、その他被災地全般

の状況を報告する

- 現地の被災状況を把握するための先遣隊の派遣、薬剤師の派遣、医薬品の供給、後方支援スタッフの長期的な派遣等について、支援要請を行う
- 出動場所及び必要人数を伝える
- 被災地全般の状況について情報を共有する
- 都道府県薬剤師会等が壊滅的な被害を受けた場合には、現地対策本部への人的支援を中央対策本部へ要請する

2.8 被災地内外からの薬剤師の受け入れに係る調整・統括

2.8.1 薬剤師の出動計画の策定など

- 会員薬局等の薬剤師及び被災地外から派遣されてくる薬剤師と、出動先及び受入施設との間の調整を行うため、薬剤師の出動計画（出動日時・期間等）を策定する（地域薬剤師会と協議し、3～4人の「薬剤師班」を編成する）
- 出動計画を策定する上では、派遣元の薬剤師会から都道府県薬剤師会を通じて提供されてくる薬剤師の概要（性別、経歴、出動可能日時・期間等）を参考にする。また、出動期間は、災害直後は2泊3日程度でもやむを得ないが、できれば5日～1週間の派遣及び引き継ぎを原則とする
- 出動先及び受入施設に対し、派遣人員の概要（氏名、年齢、性別、住所、経歴、緊急連絡用携帯番号、出動日時・機関等）を報告する
- 支援薬剤師の出動記録（氏名、活動場所、活動期間、活動概要等）を残す

2.8.2 後方支援スタッフの配置

- 「災害対策担当者」を補佐する後方支援スタッフを、地域ごとに必要に応じて派遣する
- 後方支援スタッフは、被災地内外から派遣されてきた薬剤師へ出動場所や業務概要を説明するなどの役割を担う
- 継続的な対応が必要となるため、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会及び協力の得られる製薬企業へ広報方支援スタッフの長期間にわたる派遣を要請する

2.8.3 必要な備品の手配など

- 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品（資料1）、携行用医薬品（資料2）、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要な資材（資料3）を周知、準備する
- 被災地外から派遣されてくる薬剤師の移動手段等のための交通手段（自転車、バイク、自動車）を確認する
- 地元警察署に申請し、緊急通行車両確認標章を手配する
- 被災地外から派遣されてくる薬剤師のための宿泊施設・場所について、都道府県と協議する

2.9 災害拠点薬局（仮称）の活用

- 会営薬局等の災害拠点薬局（仮称）を、医薬品供給や薬剤師派遣の拠点として活用する

2.10 会員への情報伝達

- 情報伝達の方法を確認する

- 被災会員へは情報が伝わりにくいため、都道府県薬剤師会等と地域薬剤師会が連携し、確実に情報が伝達される仕組みを構築する
- 厚生労働省（日本薬剤師会）、都道府県（都道府県薬剤師会等）からの各種情報・連絡事項を、会員へ連絡する（資料 8）
- 地域の医療事情等についても地域薬剤師会及び会員へ連絡し、情報を共有する

2.11 近隣の都道府県薬剤師会等との情報交換・連携

- 隣接する都道府県薬剤師会等へ連絡し、被災地における救援活動等に関し、連携して対応する（日本薬剤師会とも情報交換・連携する）
- 近隣の都道府県薬剤師会等が被災していない場合は、後方支援スタッフの派遣など全面的な支援を要請する（日本薬剤師会及び日本病院薬剤師会とも情報交換・連携する）

3 災害発生時の対応（被災地外の都道府県薬剤師会等）

当該都道府県以外で災害が発生した場合は、被災地への災害支援を行うため、次に掲げる事項について準備を行い、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会及び被災した都道府県薬剤師会等と連携して支援活動を行う。

3.1 被災地近隣の都道府県薬剤師会等の場合

3.1.1 被災地への先遣隊派遣

- 被災地の都道府県薬剤師会等及び日本薬剤師会と連携の上、被災地へ先遣隊を派遣する
- 被災地の地域薬剤師会の役員等に接触し、地域薬剤師会との連携の下で、被災地の医療事情、薬局の被災状況、薬剤師の不足状況、医薬品供給ルートの状況、避難所及び医療救護所の状況等を調査する
- 先遣隊は、食料、寝具等を含む完全自立型の体制で出動する
- 把握した情報は、被災地の地域薬剤師会、都道府県薬剤師会等、及び日本薬剤師会並びに日本病院薬剤師会へ報告する

3.1.2 必要な備品の手配など

- 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品（資料 1）、携行用医薬品（資料 2）、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要となる資材（資料 3）を周知、準備する
- 被災地への薬剤師の移動のための交通手段を確認する
- 必要に応じ、地元警察署に申請し、緊急通行車両確認標章を手配する

3.2 都道府県との協議・連携

- 被災県への薬剤師派遣や医療チームの派遣等について都道府県と協議する
 - 自県の行政が被災地へ医療チームを派遣する場合には、薬剤師の参画を申し出る

3.3 薬剤師の派遣に向けた準備

- 日本薬剤師会または日本病院薬剤師会との連携の下で、薬剤師の派遣に向けた準備を行う
 - 支援薬剤師の募集を開始する
 - 応募してきた薬剤師のリストを作成する（氏名、年齢、性別、住所、経歴、緊急連絡用携帯電話番号、出動可能日時・期間等）

3.4 被災地外への避難者に対する支援（資料10、資料11）

- 被災地外（自県）の避難所へ避難した避難者に対する支援活動を行う
 - 避難所の責任者（管理者）と打合せを行い、注意事項やニーズを把握した上で避難所での活動を開始する
 - 救援活動を行う上での留意事項（資料4）を再確認する
 - 派遣されてきている医療チームとの連携（第6章参照）
 - 一般用医薬品の分類・保管管理、供給（第6章参照）
 - 公衆衛生活動（第6章参照）

3.5 救援物資の送付について（留意点）

- 救援物資の送付は、被災地からの要請を踏まえて行うこととし、具体的な要請内容（品名、数量、荷姿、搬送方法、時期、搬送先等）を確認する
- 救援物資として医薬品や衛生材料等を送付する場合には、都道府県薬剤師会で取りまとめるなどし、ある程度の数量をまとめる（少量多品目では受け取った側で整理に時間がかかり、結果的に利用されない）
- 1つの段ボールに1種類の医薬品（繁用薬）のみを梱包し、開封しなくても内容物がわかるように、表に医薬品等の名称及び数量を記入する
- 有効期間・使用期限の不明なもの、開封されたものなどは送付しない

3.6 その他

- 被災地のニーズに応じ、薬剤師会試験検査センター等において各種検査を行う
 - 被災地の飲料水確保のための水質検査
 - 食品中の放射性物質の検査
 - 学校や環境一般（大気等）の放射線量の測定

4 平時に準備すべきこと

都道府県薬剤師会等においては、災害時の医療救護活動を円滑に行うため、日頃から三師会との協力体制を確立しておくとともに、近隣の都道府県薬剤師会等との相互連携体制を構築しておく必要がある。

また、当該都道府県と協力協定を締結し、災害発生時に薬剤師が迅速かつ有効に救援活動を行える体制を確立しておくことが重要である。

4.1 都道府県との協力協定の締結など

4.1.1 自治体（都道府県）との協議

- 災害時の医薬品供給体制（医薬品集積所の設置場所等）について協議を行う
- 被災地外からの薬剤師の受け入れに関する事項について協議を行う
- 都道府県の防災会議へ参加する

4.1.2 都道府県との協力協定の締結

- 災害対策基本法に基づく「指定地方公共機関」の指定を受ける
- 薬剤師の災害時医療救護活動について協力協定を結ぶとともに、災害時の救護活動に係る費用弁償等に関する覚書を交わす（資料14）

[参考] 協力協定の基本例

甲（〇〇県）は、地域防災計画に基づく医療救護活動を実施する上で必要と認めた場合は、乙（〇〇県薬剤師会または〇〇県病院薬剤師会）に対して次に掲げる活動を行うための派遣について協力を要請するものとする

- (1) 救護所における傷病者に対する調剤・薬剤交付・服薬指導
- (2) 医薬品等の集積場所及び救護所における医薬品等の管理
- (3) その他状況に応じた必要な措置

- 上記の協力協定と同時に、災害時の救護活動に係る費用弁償等に関する覚書を交わす
 - 出動に係る経費及び携行した医薬品等の実費弁償等
 - 救援活動に参加した薬剤師が被った二次災害に対する補償
- 自都道府県で災害が発生した場合のみならず、他の都道府県において発生した災害に対して支援出動を行う場合を想定した協力協定も可能ならば締結する
- 会営薬局等の「災害拠点薬局」（仮称）を活用した医薬品の備蓄・供給について協力協定を結ぶ（資料14）

4.2 関係団体等との協議

4.2.1 都道府県医師会

- 災害時の救援活動の協力体制（医療チームの編成、薬剤師の派遣）について協議する

4.2.2 医薬品卸

- 災害時の医薬品供給ルートの確保や、医薬品集積所から医療救護所等への配送、通常流通復旧後の通常配送ルートへの切り替えなどについて協議する

4.2.3 医療機関（中核的な病院）

- 地域の中核的な病院（災害拠点病院等）は災害時には医療拠点（本部）となり、被災地外からの医療チーム（人）や情報が集中する。こうした医療機関と、災害時の医療機関外からの薬剤師派遣（地域薬剤師会による支援）について協議する

4.3 日本薬剤師会を通じた近隣都道府県薬剤師会等との相互連携体制の構築

- 日本薬剤師会を交えて、隣接する都道府県薬剤師会等と災害時の救援活動に関する協力・連携体制等について協議する

4.4 災害時に出動できる薬剤師の登録

- 災害時に迅速に出動できる薬剤師のリストを作成する（氏名、生年月日、性別、勤務先（病院、診療所、薬局等の別）、連絡先（携帯電話番号、メールアドレス）、運転免許の有無、救援活動参加経験の有無等）
- 年1回程度、定期的な見直しを行う

4.5 会員等に対する定期的な教育・研修

- 地域内の医療機関（中核的な病院）における実習研修
 - 災害時に近隣病院の薬剤部門を支援する場合に、スムーズに業務が行えるように、地域薬剤師会が中心となり病院薬剤部門において実習研修を行う
- 一般会員に対する研修
 - 救急救命手法・技術の習得（資料9）

- 応急手当、ACLS、上級救命救急、AED 使用手技、トリアージ法など
- その他
 - 消毒薬の取扱い（資料 12）
 - 安定ヨウ素剤の取扱い（備蓄先、配布方法を含む）（資料 13）、放射線障害関係の基礎知識
- 災害対策担当者等の研修・育成
 - 災害対策担当者に対する研修のほか、災害発生時に現地災害対策本部で活動する役職員や、後方支援スタッフを務める者に対する研修も併せて行う

4.6 住民に対する啓発活動

- お薬手帳の啓発ポスターを作成するなど、住民に対する啓発活動に努める（資料 15）

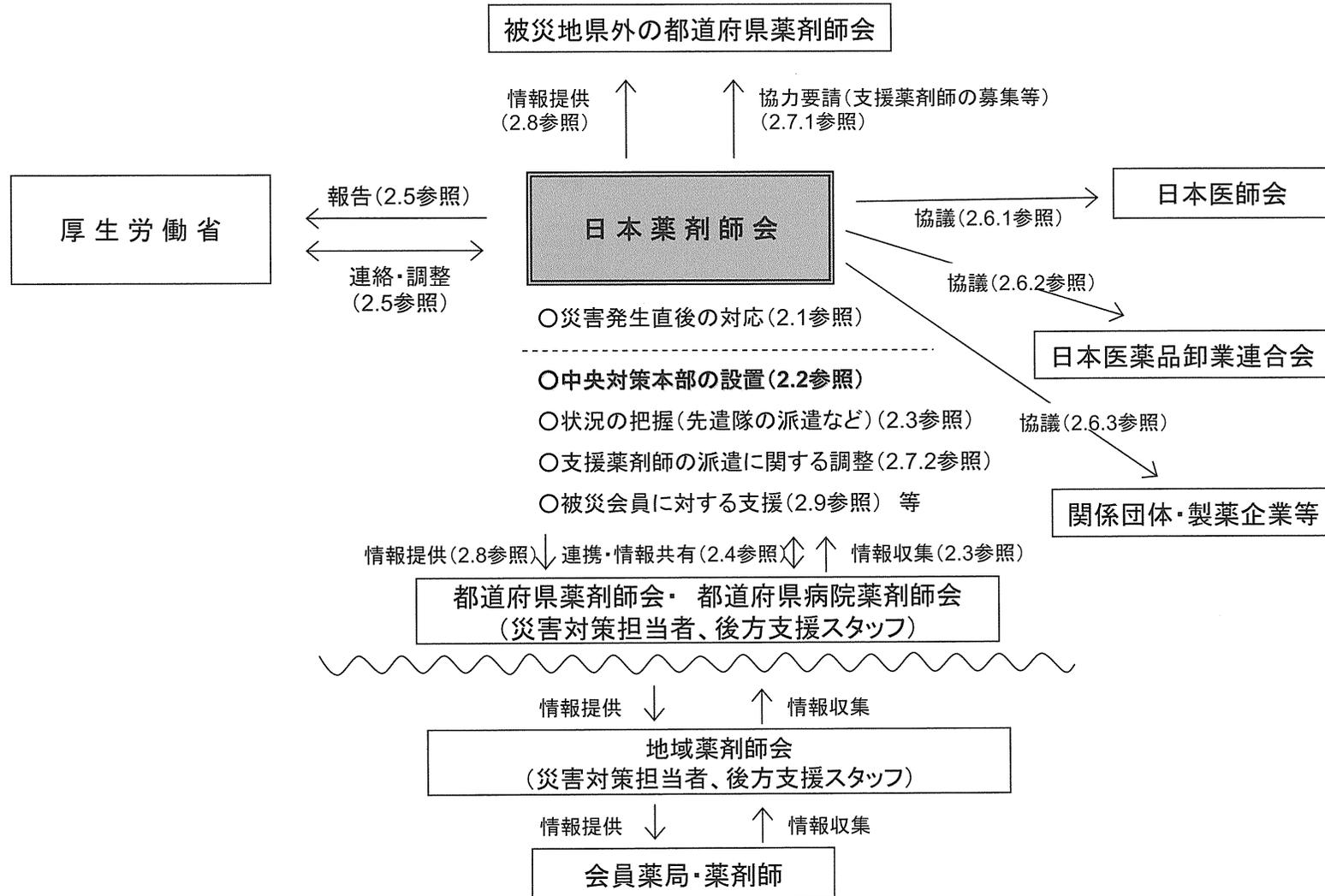
4.7 防災訓練の実施等

- 防災訓練を年 1 回程度実施する
- 地域薬剤師会や会員から連絡を受ける訓練を行う
- 都道府県、警察機関、消防機関、医療関係者及び一般市民等による合同訓練へ積極的に参加する

||| 第 5 章 |||

日本薬剤師会

第5章 日本薬剤師会 ～災害発生時の対応～



第5章 日本薬剤師会

本来、災害時の救援活動は行政の要請に基づいて行われるべきものであるが、大規模災害発生時に最も重要な初期活動を行うには、行政の要請を待つことなく、薬剤師会として自主的に救援活動を開始することも必要である。

したがって、今後、災害が発生した場合に早期に被災地に薬剤師を派遣し、的確な指揮系統のもと速やかに救援活動を開始できるように、大規模災害を想定した薬剤師会内の体制を整備しておく必要がある。

薬剤師会における体制としては、災害発生時に被災地の都道府県薬剤師会内に、情報収集・伝達、指揮命令の拠点となる「現地対策本部」を設置し、日本薬剤師会内に設置した「中央対策本部」が「現地対策本部」を支援することを原則とする。

日本薬剤師会においては、上述のような基本的な方針のもと、次に掲げるような項目に沿って行動をとる必要がある。

1. 直ちに取り組むべきこと

1.1 災害時の連絡先一覧表の作成など

- 災害時の連絡先一覧（携帯電話番号、メールアドレス）等を作成し、会員等に周知する

1.2 通信手段の確保

- 日本薬剤師会において複数の手段を確保する
 - 衛星携帯電話、固定電話、FAX、インターネット、PHS、携帯電話、中距離通話用簡易無線など
- 災害時の緊急連絡先を関係者に周知する

1.3 指揮命令系統の確立など

1.3.1 災害時の役割分担の決定

- 日本薬剤師会と日本病院薬剤師会の役割分担を決定しておく
- 災害時における各担当者（役員等）の役割分担を決定しておく（[2.1～2.10] 参照）
- 事務局体制を整備しておく

1.3.2 災害対策担当者の決定など

- 平時に行政や関係団体等と防災に関する協議を行う上で中心的役割を担う「災害対策担当者」を決定する（副担当者等を含めた複数人体制とする）
- 災害時の連絡方法や集合場所、参集する役員を決定するなど、日本薬剤師会における災害時の対応を決めておく
 - 休日・夜間の場合の対応も検討しておく

1.4 防災用品の確保

- 防災用品を常備する（資料1）
 - 自立して3～4日間過ごせるだけのものを備蓄する

1.5 その他

- 首都圏直下型地震の発生を想定し、日本薬剤師会が壊滅的な被害を受けた場合の「中央対策本部」の設置場所（例：大阪府薬剤師会）や「現地対策本部」の設置場所（例：埼玉県薬剤師会、神奈川県薬剤師会）等をシミュレートしておく
- 首都圏直下型地震、東海地震、東南海・南海地震等が発生した場合を想定し、どの都道府県（県薬・県病薬）がどのようなルートで支援に入ることが可能かを、あらかじめシミュレートしておく

2 災害発生時の対応

2.1 災害発生直後

- 役員間で電話・メール等により相互に安否確認を行う
- 休日・夜間においては、あらかじめ定めた役職員が日本薬剤師会（会館）の被災状況を確認する
- 休日・夜間においては、日本薬剤師会の被災状況や交通状況等から緊急参集の可否等を判断する（参集可能な役職員を把握する）。被災状況により緊急参集の連絡が取れない場合は、移動可能となった者は原則として全員が緊急参集する
- 日本薬剤師会及び日本病院薬剤師会において相互に連絡を取り合い、あらかじめ定めた役割分担を確認する

2.2 中央対策本部の設置など

- 中央対策本部の設置
 - 中央対策本部を設置する（設置の可否や設置場所を判断する）
 - 初動体制の重要性に鑑み、震災後、できるだけ速やかに設置する
 - 日本薬剤師会が壊滅的な被害を受けた場合は、近隣県の都道府県薬剤師会に設置する
 - 参集可能な役職員を招集する
- あらかじめ定めた各担当者（役員等）の役割分担を確認し、「災害対策担当者」を中心に、関係者への連絡や情報収集を開始する（[1.3] 参照）

2.3 状況の把握

2.3.1 専用ホームページの立ち上げ

- 情報提供を呼びかける掲示板を立ち上げる
- 把握した情報を公開、広報する

2.3.2 先遣隊の派遣

- 被災地及び近隣の都道府県薬剤師会等と連携の上、被災地へ先遣隊を派遣する
- 被災地の都道府県薬剤師会等及び地域薬剤師会の役員等に接触し、地域薬剤師会との連携の下で、被災地の医療事情、薬局の被災状況、薬剤師の不足状況、医薬品供給ルートの状況、避難所及び医療救護所の状況等を調査する
- 先遣隊は、食料、寝具等を含む完全自立型の体制で出動する
- 把握した情報は、被災地の地域薬剤師会及び都道府県薬剤師会等へ報告する
- 先遣隊として、被災地近隣の都道府県薬剤師会等を活用する場合には、指揮命令系統と責任の所在を明確にしておく